

令和3年度固定資産税
縦覧帳簿の縦覧

問 税務課固定資産税係

☎内線 111、112

令和3年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧が4月1日から始まります。

この縦覧は、固定資産税の納税義務者が所有する土地・家屋の評価額と近隣の土地・家屋の評価額を比較して価格が適正であるかを、縦覧帳簿により確認していただくものです。

【縦覧帳簿の内容】

土地価格等縦覧帳簿には、所在地、地目、地積および価格を記載しています。

家屋価格等縦覧帳簿には、所在地、家屋番号、種類、構造、床面積および価格を記載しています。

【縦覧できる人】

土地価格等縦覧帳簿は、市内に土地を所有している固定資産税の納税義務者が縦覧できます（家屋のみ保有する納税義務者は、縦覧できません）。

家屋価格等縦覧帳簿は、

市内に家屋を所有している固定資産税の納税義務者が縦覧できます（土地のみ保有する納税義務者は、縦覧できません）。

※資産をお持ちでも、免税点により固定資産税が課税されていない人は縦覧できません。

【縦覧の期間】

4月1日(木)～5月31日(月)
(土・日・祝日は除く)

午前8時30分～午後5時15分

【縦覧場所】

本庁税務課、福島支所、鷹島支所

【その他】

手数料は無料です。目的外の使用がないように縦覧帳簿のコピーの交付は行いません。

なお、資産確認のため名寄せの交付を受ける人は、運転免許証など、官公署発行の顔写真付き本人確認書類が必要となります（代理人の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です）。

消費生活センターだより
引っ越しサービスの契約は慎重に !!

問 松浦市消費生活センター ☎内線 180

就職、進学、転勤といった節目の時期は、新たな地に引っ越しして新生活をスタートする人も多く、特に毎年3月から5月にかけて全国の消費生活センターには、引っ越しサービスに関する相談が多く寄せられています。

【事例】

- ・解約料発生前に解約を申し出たにもかかわらず、解約料を請求された。
- ・引っ越し当日の予定時間を大幅に過ぎても、業者がこない。
- ・荷物が破損していることに気づいたが、業者は引っ越しから3カ月を超えていると対応してくれない。

【一言アドバイス】

- ・見積もりは複数の業者に依頼し、価格だけでなくサービス内容も十分に検討しましょう。
- ・見積書と約款は契約内容を示す大切なものであることを認識しましょう。
- ・わからないことがあれば積極的に事業者にお問い合わせましょう。
- ・引っ越し作業終了後には、荷物等に異常がないかすぐに点検しましょう。

コロナ禍での引っ越しでは、人との接触機会を減らすため、リモート見積もりやオンライン見積もりを導入する業者も増えてきています。引っ越し費用やサービスの内容は業者ごとに違うので、契約する前に、約款・規約や業者のホームページ上にある「よくある質問」などを含めて情報収集したうえで、料金の内訳等をよく確認するようにしましょう。

おかしいなと思ったときは、消費生活センターにご相談ください。

消費生活センターでは、市民相談も受け付けております。

生涯学習関係の 補助制度紹介

問 生涯学習課社会教育係・
スポーツ振興係

☎内線311・341

【松浦市文化・スポーツ振 興基金事業補助金】

文化およびスポーツの振興を図るため、松浦市文化・スポーツ振興基金を設置し、市民（団体・個人）が実施する文化・スポーツ事業および大会等出場に関する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。（修復については、補助対象に制限あり。）

補助金交付には、事前の申請が必要です。実施・出場を計画する場合は、お早めにご相談ください。（事後申請は不可）

生涯学習関係の 補助制度紹介

問 生涯学習課社会教育係

☎内線341

【松浦市自治公民館補助金】

地域における社会教育および自治会の振興を図るため、自治公民館（地区公民館）の新增改築・修復・駐車場整備・キッチンセット整備・空調設備整備・下水道接続設備整備に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。（修復については、補助対象に制限あり。）

令和3年度に整備を計画している自治会は、4月から6月末日までに計画届を提出してください。また、前年度までに不採択となった事業について本年度補助金の交付を希望される場合は、改めて提出が必要です。締切後に計画内容を精査の上、交付先を決定します。（事前着工は不可）

なお、著しい雨漏りやシロアリ被害など、緊急を要するものについては、前記の期間にかかわらず随時ご相談ください。

3月は自殺対策強化月間です

問 健康ほけん課健康推進係 ☎内線 129

自殺は特別な問題ではなく、身近に起こりうる問題です。過労や失業・生活困窮、育児・介護疲れ、健康上の問題など、様々な要因が重なり深刻化した場合に、危機的な状況となります。

- あなたは深刻な悩みを抱えていませんか？1人で悩まず、周りの誰かに相談してください。
- 身近な人の変化に気づいたら、体調への気遣いなど、声をかけてみてください。悩みを打ち明けられた時は、常識や理想論で説得することはせず、まずは話を聞いてください。
- 相談できる身近な人がいない時、相談を受けたが解決が難しい時など、相談機関を活用することも有効です。市役所（健康ほけん課）もご活用ください。他の相談機関については、厚生労働省「支援情報検索サイト（<http://shienjoho.go.jp/>）」をご参照ください。

長崎県くらしとこころの総合相談会【要予約】

長崎県では、3月の自殺対策強化月間に合わせてオンライン対面相談会を行います。

<くらしの相談> 弁護士や中小企業診断士等の専門相談員が相談をお受けします。

* 借金や多重債務を抱えているなど

<こころの健康相談> 臨床心理士などの専門相談員が相談をお受けします。

* 不安や気分の落ち込みが続くなど

【日 時】 ①3月8日（月）、②9日（火）、③15日（月）、④16日（火）

①～④いずれも午後1時～5時

【場 所】 県北保健所

【申込方法】 県北保健所 地域保健課 保健福祉班（0950-57-3933）へ電話で申込み

【申込期限】 各開催日の4日前まで

